

平成 29 年 8 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 AKIBA ホールディングス
 代表者名 代表取締役社長 下津 弘享
 (JASDAQ・コード番号 6840)
 問合せ先 取締役管理本部長 五十嵐 英
 (TEL. 03-3541-5068)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 9 月 29 日開催予定の第 35 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、株主総会の付議議案につきましては、本日別途発表いたしました「第 35 回定時株主総会の日程及び議案決定に関するお知らせ」及び「代表取締役の異動及び役員の異動に関するお知らせ」並びに「会計監査人の選任に関するお知らせ」にも併せてご参照ください。

記

1. 定款一部変更の理由

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の選任方法) 第 2 8 条 (条文省略) ② (条文省略) (新設) (新設)	第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の選任方法) 第 2 8 条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ <u>当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令の定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ④ <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

<p>(任期)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 9 月 29 日
定款変更の効力発生日 平成 29 年 9 月 29 日

以 上